

琉球大学学術リポジトリ

学校選択制度に対する教育学部学生の意識について の一考察

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2018-04-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐久間, 正夫, Sakuma, Masao メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/39211

学校選択制度に対する教育学部学生の意識についての一考察

佐久間正夫*

Research on the Consciousness of the Students Concerning to the System of School Choice

Masao SAKUMA*

はじめに

本稿は、筆者が勤務する、琉球大学教育学部において、教職課程を履修している学生を対象に、学校選択制度に関するアンケート調査を行なうことにより、教育学部の学生が学校選択制度に対してどのような意識を有しているか、についての説明を目的とするものである。

学校選択制度という考え方はもともと、臨時教育審議会が1984年11月14日に公表した、「審議経過の概要（その1）」⁽¹⁾の中で、教育の自由化論として登場したものである。この教育の自由化論は1987年5月、臨時教育審議会第三次答申において、現行の通学区域制度の見直しと、学校選択の機会の拡大という提言⁽²⁾に繋がった。学校選択制度という構想は、このような前史を持つ。

その後、学校選択制度という考え方が重要政策として再登場したのは、行政改革委員会が1996年12月16日に提出した、「規制緩和の推進に関する意見（第2次）- 創意で造る新たな日本 -」においてであった。この文書は、教育分野の規制緩和に関し、現行の市町村教育委員会による公立小・中学校の就学指定の廃止と、学校選択の弾力化を提言した⁽³⁾。これを受け、文部省（当時）は翌1997年1月27日、「通学区域制度の弾力的運用について」（初等中等教育局長通知）⁽⁴⁾を各都道府県教育委員会に出し、保護者の意向に十分配慮し、学校選択の機会の拡大を図ることや学校選択

の弾力化など、通学区域制度の弾力的運用を求めた。この文部省による「通学区域制度の弾力的運用について」（通知）に基づき、公立小・中学校における学校選択制度は、1998年度に三重県紀宝町が町立小学校に導入したのを皮切りとして、2000年度に東京都品川区が区立小学校に、岐阜県穂積町が町立小・中学校に導入した⁽⁵⁾。

学校選択制度は、どのくらいの自治体で実施されているのだろうか。【表1】【表2】は、学校選択制度に関する文部科学省の2012（平成24）年10月1日の調査を基に、筆者が作成したものである。これによれば、最近5カ年間については、小・中学校いずれも、学校選択制度を導入する学校設置者数に、あまり顕著な増加傾向は見られない。しかしながら、学校選択制度を導入している学校設置者数の推移を見てみると、小・中学校とも、その増加傾向は明らかである。2012（平成24）年度10月の時点で、学校選択制度を実施している自治体は、小学校と中学校でそれぞれ、15.9%（1547自治体のうち246自治体）、16.3%（1250自治体のうち204自治体）であり、2割近くの自治体が学校選択制度を導入している⁽⁶⁾。この文部科学省の調査によると、学校選択制度は小学校においては、大阪府以外のすべての都道府県で導入され、中学校に関しては、福井県、大阪府、鳥取県以外の都道府県で実施されている⁽⁷⁾。このように、学校選択制度は、全国的に実施されていることがわかる。

*琉球大学教育学部 子ども教育開発専修

【表1】小学校：学校選択制を導入している学校設置者数の推移

年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
数	33	36	43	53	65	84	106	138	158	187	208	219	232	240	242	246
廃	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	5

【表2】中学校：学校選択制を導入している学校設置者数の推移

年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
数	22	23	26	30	38	52	79	109	135	161	175	188	198	202	202	204
廃	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	2

【出典】【表1】【表2】は、文部科学省「小・中学校における学校選択制の実施状況について」2012年10月1日、を基に、筆者が作成した。

筆者在住の沖縄においては、那覇市が2006年に小学校に、2007年に中学校にそれぞれ、学校選択制度を導入した⁽⁸⁾。このように沖縄では、これまでに約10年間、学校選択制度が実施されてきた。それでは、琉球大学教育学部で学ぶ学生は、学校選択制度をどのように認識しているのだろうか。学生はこの教育制度のことをどのくらい知っているのだろうか。

ここで、学校選択制度に関する先行研究について述べておく。先行研究は、①学校選択制度に関する理論・政策についての研究⁽⁹⁾、②学校選択の実態及び学校選択制度の課題についての研究⁽¹⁰⁾、③学校選択制度に対する親や教員などへの意識調査研究⁽¹¹⁾、に分類できるであろう。本研究は、③に位置づくものである。学校選択制度に関する意識調査研究には、実際に学校を選ぶ親や、その制度の影響を直接に受ける教員を対象としたものが見られる。しかしながら、教職課程で学ぶ学生が学校選択制度をどのように認識しているのか、ということについて明らかにした研究は、これまで十分に行なわれてきたとは言えない状況にある。教職課程で学ぶ学生は、学校選択制度に対してどのような意識を持って、教職に就いていくのであろうか。

筆者は2017（平成29）年度、勤務先の琉球大学で担当している「教職に関する科目」で、教育学部の学生を対象に、学校選択制度に関するアンケート調査を実施した。本稿は、そのアンケート調査の分析を行なうことをとおして、琉球大学教育学部学生の、学校選択制度に対する意識・認識を明らかにすることを目的としている。

1. 学校選択制度に関するアンケート調査の目的・対象・方法など

(1) 本アンケート調査の目的

筆者は最近3ヵ年ほど、筆者が所属するコースの専門科目である、「教育経営学」の授業において、学校選択制度をテーマに取り上げてきた。筆者はその際、受講学生が、この学校選択制度をどのくらい知っているかを把握する目的で、「学校選択制度はどのような教育制度であるのか」や、「学校選択制度はいつ頃から、どの自治体で実施されたのか」等々について尋ねた、簡略なアンケート調査⁽¹²⁾を行なってきた。このアンケート調査で、例えば「あなたは、今学期のこの『教育経営学』の授業を受ける前に、“学校選択制度”という教育制度を聞いたことがありますか」という問いに対する結果を示したものが、【表3】である。これによると、学校選択制度という教育制度について、2014（平成26）年度を受講生は8名全員、聞いたことがある。2015（平成27）年度は、受講生14名のうち約8割が、学校選択制度と呼ばれる教育制度を聞いたことがある。これに対して、2016（平成28）年度は、受講生11名のうち3割ほどしか、学校選択制度という教育制度を知らない、ということがわかる。

【表3】

調査年度	【はい】	【いいえ】
2014（平成26）年度	8名（100%）	0名（0%）
2015（平成27）年度	11名（78.6%）	3名（21.4%）
2016（平成28）年度	3名（27.2%）	8名（72.7%）

アンケート調査では続けて、「あなたは、「学校選択制度」という教育制度を、どこで知りましたか」を尋ねた。これに対する回答は、「大学の講義で」が最も多く⁽¹³⁾、筆者が担当している「教育行政学」と「教育法」を初め、「教育課程」や「教育方法」、「教職指導」などの授業科目名が挙げられている。また、「どの講義かは覚えていない」との回答も見られる。

ところで、筆者はこの間、筆者担当の「教育行政学」と「教育法」の授業で、学校選択制度を主要なテーマとして取り上げたことはなかった。そうすると、上記の【表3】で示した、「教育経営学」におけるアンケート調査の結果は、学生の学校選択制度の意識についての、正確なデータを表わしているとは言えないのではないか。それでは、教職課程で学ぶ学生は、学校選択制度という教育制度をどのように知ったのだろうか、という疑問が、筆者には生じた。

筆者はかつて2000年頃、学校選択制度の動きがマスコミ等で伝えられた際、筆者担当の「教育行政学」の授業で、学校選択制度をテーマに取り上げ、大要、①導入の背景や政策経緯、②学校選択の実態、③①②から導き出される、学校選択制度の問題点や課題、を追究したことがある。その際、挙手アンケートではあったが、受講学生に学校選択制度の賛否について尋ねたところ、大半の受講生は学校選択制度に賛成を表明した、ということ記憶している⁽¹⁴⁾。

それでは、教職課程で学ぶ学生は現在、学校選択制度に対して、どのような意識を有しているのだろうか。筆者は今年度の前学期、教職に関する科目である「教育行政学」において、小中一貫校⁽¹⁵⁾や中高一貫校⁽¹⁶⁾、そして、東京都で導入が検討されている、「小中高一貫校」⁽¹⁷⁾の動きを取り上げた際、これらの教育制度改革は学校選択制度と連動している、ということ補足説明し

た。

本アンケート調査は、教職課程で学ぶ教育学部の学生が、学校選択制度という教育制度改革に関する基礎的知識を、どのくらい有しているかを探るだけでなく、学校選択制度に対して、どのような認識や意識を持っているかを解明することを目的とする。

(2) 本アンケート調査の対象・方法など

①本アンケート調査の対象

(1)で述べてきた、本アンケート調査の目的を達成するため、筆者は、本アンケート調査を、筆者が所属する琉球大学教育学部において、筆者が2017（平成29）年度前学期に担当した、「教職に関する科目」である「教育行政学」で実施した⁽¹⁸⁾。琉球大学における「教職に関する科目」の履修システムでは、「教育行政学」の履修学年は2年次以上とされている。また、「教育行政学」は教職課程の認定上、小学校教職課程における「教職に関する科目」に位置づけられているので、「教育行政学」は基本的には、教育学部の学生のみを対象にした教職科目である。

筆者の所属コースの専門科目である、「教育経営学」の受講生の数は、5名から多い時でも15名程度であり、比較的、小規模人数の授業である。筆者は、一定の調査対象者数を確保するという目的で、登録人員が50名規模の授業である、「教育行政学」で本アンケート調査を行なうこととした。このように、本アンケート調査の対象者は全員、教育学部所属の学生である。

②本アンケート調査の方法

筆者は2017（平成29）年5月1日、「教育行政学」の第4回目の授業で、本アンケート調査を実施した。アンケート調査票の配付数は41部（受講登録者数は42名：当日欠席者1名）であり、アンケート調査票は、全員から回収された（回収率100%）。

③本アンケート調査を実施するに当たっての工夫

筆者は、本アンケート調査を三つに分けて実施した。第一は、受講生が本授業科目である「教育行政学」の受講以前に、この学校選択制度と呼ばれる教育制度を知っていたかどうかという、学生の学校選択制度に対する基本的な認識について尋ねた問いである（調査項目の問1から問9が該当）。第二は、東京都品川区における学校選択制度導入の動きや、その仕組みを伝える資料⁽¹⁹⁾を読み合わせ、受講生がそれに基づき、学校選択制度をどのように認識したかに関して尋ねた問いである（調査項目の問10から問15が該当）。第三は、学校選択制度を扱ったビデオ教材⁽²⁰⁾を視聴し、受講生に学校選択制度に関して、「新しく知ったこと、学んだこと、考えたこと、疑問に思ったこと」などを尋ねた問いである（調査項目の問16が該当）。

このように、筆者は、学校選択制度に関するアンケート調査を三つに分けて実施した。その理由として、受講生は、学校選択制度と呼ばれる教育制度のことをあまりよく知らないのではないか、という予想が筆者にはあった、ということが挙げられる。したがって、アンケート調査ではまず、受講生が学校選択制度なる教育制度をどのくらい知っているかを尋ね、次に、東京都品川区の学校選択制度導入の動きを伝える資料を読み合わせ、学校選択制度に対する受講生の基本的認識を尋ね、最後に、映像資料を用い、受講生の学校選択制度に対する初期の認識が、どのように変わったかを見ようとした。以上のような理由で、筆者は、本アンケート調査を三つにわけ、それぞれの調査の目的に沿うような調査項目を設定した。

2. 学校選択制度に対する教育学部学生の意識

1の「(2) 本アンケート調査の対象・方法など」の「③本アンケート調査を実施するに当たっての工夫」の箇所ですべて述べたように、筆者は、本アンケート調査を、①学校選択制度に対する基礎的な知識などを尋ねた調査項目、②学校選択制度導入の賛否やその理由などを尋ねた調査項目、③学校選択制度のビデオ教材の視聴後、新たに学んだこ

と、考えたことなどを尋ねた調査項目、というように三つに分けて実施した。以下では、それぞれについて調査結果を述べ、考察を行っていく。

(1) 学校選択制度に対する受講生の基本的な認識

①学校選択制度の制度自体に対する受講生の認識

【表4】学校選択制度に対する基本的な認識

	人数	比率
制度を知っていた	5名	12.2%
制度を知らなかった	36名	87.8%
合計	41名	100%

「あなたは、前学期のこの『教育行政学』の授業を受講する以前に、『学校選択制度』という教育制度を知っていましたか」を尋ねた結果を示したものが、【表4】である。これによれば、学校選択制度と呼ばれる教育制度を知っていた学生は12.2%（5名/41名）であり、知らなかった学生は87.8%（36名/41名）である。ここから、ほとんどの教育学部学生は、学校選択制度という教育制度のことを聞いたことがない、ということがわかる。

沖縄県において、学校選択制度を導入している自治体が存在する。それは那覇市である。那覇市は小学校と中学校でそれぞれ、2006（平成18）年度、2007（平成19）年度に学校選択制度を実施した。那覇市で学校選択制度が導入されてから、約10年が経過した。こうした社会的な状況に加え、教育学部学生の大半は沖縄県出身者であること、また、那覇市出身の学生は年齢的には、公立中学校の入学の際、学校選択制度の適用を受けていること、といった点を併せて考えると、学校選択制度を知っていたか否かという、この調査項目の正答者は、もう少し多くても良いように思われる。

筆者所属のコースの専門科目である、「教育経営学」の授業におけるアンケート調査によると、同じ調査項目「“学校選択制度”という教育制度を知ったことがありましたか」に対して、「はい」との回答は、2014（平成26）年度、2015（平成27）年度、そして2016（平成28）年度についてそれぞれ、100%（8名/8名）、78.6%（11名/14名）、27.2%（3名/11名）である。2016（平成28）

年度を除くといずれも、コースの大半の学生は学校選択制度のことを知っている、聞いたことがある、という結果が出ている。筆者が所属するコースの学生たちは、学校選択制度という教育制度のことを、筆者担当の「教職科目」で知ったと回答している。しかし、筆者は近年、コース専門科目

である「教育経営学」以外の授業では、学校選択制度を取り上げたことはなかった。

以上からすると、筆者の所属するコースの学生たちの多くが、筆者担当の教職科目をとおして学校選択制度を「知った」とする、学校選択制度に対する意識調査結果について、筆者は学生の勘違いではないか、と考えている。

②学校選択制度の情報源

【表5】学校選択制度をどのように知ったのか

調査項目	人数	比率
新聞、テレビ等のマスコミで	1名	20% (1名/5名)
大学の同級生や上級生などから	1名	20% (1名/5名)
大学の講義で	2名 (「教育法」「教育経営学」)	40% (2名/5名)
その他	1名 (ゼミの課題で読んだ本に書かれていた)	20% (1名/5名)

「あなたは『学校選択制度』という教育制度を、どのように知りましたか」を尋ねた結果を示したものが、【表5】である。これによれば、「大学の講義で」2名、「新聞、テレビ等のマスコミで」「大学の同級生や上級生などから」がそれぞれ1名、「その他」(ゼミの課題で読んだ本に書かれていた)1名である。「大学の講義で」の具体的な講義名として、筆者担当の「教育法」が挙げられているが、上述してきたように、筆者は教職科目である「教育法」の授業で、学校選択制度を取り上げてこなかったため、これは該当しない。「新聞、テレビ等のマスコミで」「大学の同級生や上級生などから」がそれぞれ1名ずつであるが、これらはいずれも、どのような内容の番組で学校選択制度が取り上げられていたのか、また、どういった話題で同級生たちと学校選択制度の話をしたのか、という点が明確ではない。筆者はこのことを、アンケート調査で尋ねる必要があったであろう。

このように見てくると、受講学生が学校選択制度を知った理由として、筆者担当の「教育経営学」と、ゼミの課題で読んだ本に書かれていた、という二つが該当すると考えられる⁽²¹⁾。

③学校選択制度についての制度としての理解度

『学校選択制度』は、どのような教育制度であるかを、簡略に述べてください」を尋ねた結果、以下の回答が得られた。

・親が子どもの入学する小学校を選ぶことができ

る制度

- ・子どもが通う学校を選択できる制度
- ・通学区域に関わらず、通学する学校を選ぶことができる制度
- ・学区制に関係なく、子ども〔や親〕が自由に学校を選択できる制度
- ・教育を受ける側が、学校を選ぶことができる制度

学校選択制度は一般に、「通学区域を弾力化し、公立の小中学校を選べるようにする制度」という説明がなされている⁽²²⁾。このような点からすると、上記の五つの回答はいずれも、学校選択制度の概要を理解しているとみなして良いであろう。

④学校選択制度の導入時期

『学校選択制度』は、わが国においていつ頃から導入された教育制度であるかを、教えてください」を尋ねた結果、「1997年頃から」1名、「2000年頃から」3名、「わからない」1名、という回答が得られた。学校選択制度導入の重要な契機として、文部省(当時)から1997年に出された、「通学区域制度の弾力的運用について」の通知が挙げられる⁽²³⁾。「1997年頃から」との回答は、おそらく、これを根拠に回答したものだと推測される。また、「2000年頃から」との回答が3名、見られる。筆者担当のコース専門科目である、「教育経営学」では、学校選択制度をテーマに取り上げ、その政策形成の経緯や、学校選択制

度を2000年4月に導入した、東京都品川区の学校選択の実態、問題点や課題などを学んでいる。上記いずれの回答も、主要には、筆者担当の「教育経営学」における学びの成果が反映されたものである、と考えられる。

⑤学校選択制度導入の代表的な自治体認識

「わが国において、『学校選択制度』を導入した、代表的な市区町村はどこであるか」を尋ねた結果、「東京都品川区」4名、「横浜市」1名⁽²⁴⁾、という回答が得られた。学校選択制度を「知っている」と回答した5名のうち4名が、学校選択制度が導入されている代表的な自治体として、「東京都品川区」と正確に回答していることがわかる。

⑦那覇市学校選択制度の情報源

【表6】那覇市の学校選択制度をどのように知ったのか

調査項目	人数	比率
新聞、テレビ等のマスコミで	2名	40% (2名/5名)
大学の同級生や上級生などから	2名	40% (2名/5名)
大学の講義で	2名 (「教育経営学」)	40% (2名/5名)
その他	0名	0%

「あなたは沖縄県のある自治体で導入されている『学校選択制度』を、どのように知りましたか」を尋ねた結果を示したものが、【表6】である。これによれば、「新聞、テレビ等のマスコミで」「大学の講義で」「大学の同級生や上級生などから」がそれぞれ2名ずつであり、「その他」0名である。

那覇市が学校選択制度を導入している、ということを知った情報源として、「新聞、テレビ等のマスコミで」と回答した者が2名いるが、管見によれば、沖縄の地元紙やテレビで、那覇市の学校選択制度のことが取り上げられたことは、ほとんどないと言える⁽²⁵⁾。また、「大学の同級生や上級生などから」と回答した者が2名いるが、これに関しては、学校選択制度がどのような話題のもとで登場したのかが、調査される必要があるであろう。「大学の講義で」（「教育経営学」）と回答した者が2名、見られる。筆者が担当する「教育経営

⑥沖縄県の学校選択制度の実施状況認識

「沖縄県で『学校選択制度』を導入している市町村はどこであるか、すべて挙げてください」を尋ねた結果、「那覇市」4名、「那覇市、沖縄市、南城市」1名、という回答が得られた。学校選択制度を「知っている」と回答した5名のうち4名が、沖縄県で学校選択制度を導入している自治体として、「那覇市」と正確に回答している。

「①学校選択制度の制度自体に対する受講生の認識」の箇所ですべて述べたように、那覇市が学校選択制度を導入したのは、小学校と中学校でそれぞれ、2006（平成18）年、2007（平成19）年であった。このように、那覇市で学校選択制度の実施後、約10年が経過しているが、学校選択制度なる教育制度の存在は、教育学部学生にはあまり知られていないことがわかる。

学」では、学校選択制度をテーマに取り上げ、那覇市の隣接校選択制度を紹介しているので、それがこの回答結果に反映されたのだと考えられる⁽²⁶⁾。

以上述べてきたように、本授業受講の教育学部学生のうち、9割近くの者は学校選択制度という教育制度を聞いたことがない。このように、多くの教育学部学生は、学校選択制度と呼ばれる教育制度それ自体について、あまりよく知らないのではないかという予想が、当初から筆者にはあった。したがって、筆者は以下に述べるように、アンケート調査の方法を設定した。筆者はまず、受講学生といっしょに、東京都品川区における初めての学校選択制度の導入を伝える資料⁽²⁷⁾を読み合わせ、品川区の学校選択制度導入の背景や仕組みを簡略に押さえた。この資料にのみ基づき、筆者は次に、受講生に対して以下のアンケート調査項目で、学校選択制度の賛否とその理由等を尋ね

た。そのアンケート調査の結果は、次に示すとおりである。

(2) 学校選択制度に対する受講生の賛否とその理由

①学校選択制度に対する受講生の賛否

【表7】学校選択制度に対する受講生の賛否

調査項目	人数	比率
学校選択制度に賛成である	9名	22.0%
学校選択制度に反対である	27名	65.9%
わからない	5名	12.2%
計	41名	100.1%

「あなたは、『学校選択制度』という教育制度に対してどのように思いますか」と学校選択制度の賛否を尋ねた結果を示したものが、【表7】である。これによれば、受講生のうち、学校選択制度に「賛成」の者は22%であり、2割を少し超えている。これに対して、学校選択制度に「反対」の者は65.9%であり、圧倒的に「反対」が多い。「わからない」は12.2%であり、1割ほどの受講生は、学校選択制度に対する賛否の判断ができなかったようである。以下では、受講生の学校選択制度に対する賛否の理由や、学校現場への影響などに関する認識を見ていく。

②学校選択制度に対する受講生の賛成理由

【表8】学校選択制度に賛成の理由

調査項目	人数	比率
1) 学校が独自の特色を出し、学校がより一層、活性化するから	6名	賛成9名のうち、66.7%
2) 教員の質が向上するから	0名	0%
3) 授業の内容が改善され、教育の質が向上するから	4名	賛成9名のうち、44.4%
4) 他の自治体も選択制を導入しているから	0名	0%
5) 子どもや親の希望を尊重することができるから	7名	賛成9名のうち、77.8%
6) 不登校やいじめの予防につながるから	1名	賛成9名のうち、11.1%
7) その他	0名	0%

学校選択制度に「賛成である」と回答した者に、その理由を尋ねた結果を示したものが、【表8】である。これによれば、受講生の学校選択制度に「賛成」の理由として、多い順に挙げると、「子どもや親の希望を尊重することができるから」77.8% (7名/9名)、「学校が独自の特色を出し、学校がより一層、活性化するから」66.7% (6名/9名)、「授業の内容が改善され、教育の質が向上するから」44.4% (4名/9名)、「不登校やいじめの予防につながるから」11.1% (1名/9名)、となっている。

調査の方法に関わることであるが、すでに述べたように、筆者は、受講生がこのアンケート調査項目に取り組む直前に、受講生と一しょに、学校選択制度に関する一件の資料の読み合わせを行った。その資料によると、東京都品川区の学校選択制度は、「区立の小学校を四つのブロックに分け、保護者がその中で自由に学校を選べる制

度」[「学校の『選択肢が広がる』と歓迎する声がある」⁽²⁸⁾と述べられている。したがって、この資料に基づき、「保護者が自由に学校を選ぶことができる」「学校の選択肢が広がる」という側面を、学校選択制度のプラス面と把握した受講生は、上記のように「子どもや親の希望を尊重することができるから」と回答したのではないかと考えられる。また、学校選択制度の導入に際し、「区教委は、『特色ある学校づくり』の推進とあわせて取り組みたい」⁽²⁹⁾としている。このような点から、受講生は、「学校が独自の特色を出し、学校がより一層、活性化するから」や「授業の内容が改善され、教育の質が向上するから」を、学校選択制度の賛成の理由として回答したのではないかと考えられる。これに対して、次に、学校選択制度に「反対」の理由を見ていく。

③学校選択制度に対する受講生の反対理由

【表9】学校選択制度に反対の理由

調査項目	人数	比率
1) 地域との連携がとりづらくなるから	13名	反対27名のうち、48.1%
2) 通学距離が適正でなくなるから	16名	反対27名のうち、59.3%
3) 教師の教育活動における負担が増えるから	6名	反対27名のうち、22.2%
4) 『学校選択制』が導入される必要性がわからないから	11名	反対27名のうち、40.7%
5) 将来的に学校間の格差が生じる可能性があるから	17名	反対27名のうち、63.0%
6) 学校が将来的に統廃合される可能性があるから	6名	反対27名のうち、22.2%
7) その他	11名	反対27名のうち、40.7%

学校選択制度に「反対である」と回答した者に、その理由を尋ねた結果を示したものが、【表9】である。これによれば、受講生の学校選択制度に「反対」の理由として、多い順に挙げると、「将来的に学校間の格差が生じる可能性があるから」63.0%（17名/27名）、「通学距離が適正でなくなるから」59.3%（16名/27名）、「地域との連携がとりづらくなるから」48.1%（13名/27名）、「『学校選択制』が導入される必要性がわからないから」「その他」がそれぞれ40.7%（11名/27名）、「教師の教育活動における負担が増えるから」「学校が将来的に統廃合される可能性があるから」がそれぞれ22.2%（6名/27名）、と続いている。

筆者が受講生と読み合わせた資料には、学校選択制度の問題点が大要、次のように指摘されている。

「新1年生の父母の中には『何を基準に〔学校を〕選んだらいいのか』と不安の声もある。…（中略）学校が決まってから、実は新入生は数人だけ、では保護者も驚いてしまう。…（中略）統廃合される学校も出てくる一方で、『特色ある学校づくり』が、受験学力向上などの競争になってしまう。…（中略）児童数が極端に多い学校と少ない学校との格差が急速に開いていくだろう」⁽³⁰⁾。

この資料に基づき、「学校を選ぶ基準がわからない」「入学した新入生は数人だけ」「特色ある学校づくり＝受験学力向上の競争に偏重」「児童数が極端に多い学校と少ない学校との格差が生じる」という側面を、学校選択制度のマイナス面と把握した受講生がいたのではないかと考えられる。こうした受講生は上記のように、「将来的に学校間の格差が

生じる可能性があるから」「『学校選択制』が導入される必要性がわからないから」と回答したのではないかと考えられる。

なお、「その他」について、11名の受講生が記述した意見を大要、四つに分類し、少し言葉を補足しながら紹介してみる（〔 〕内は筆者）。第一は、教育の機会均等原理や、教育行政の責務に関する意見である。これに相当するものは、「教育は平等であるべきだから、そもそも学校独自の特質を出す必要はないと思う。それぞれ〔予算規模などが異なる独自の特色を〕出すと、〔学校の〕格差が生まれたりする」、「学校により、〔その学校を選択する〕人数の偏りなどの、教育以前の問題が出そうだから」、「〔学校の〕希望人数が多く、机や椅子などの施設設備が足りなくなった場合、十分な教育が受けられるかわからないから」が挙げられる。第二は、親が学校選択を行なう際の、適切な基準・情報提供のあり方や、その整備に関する意見である。これに相当するものは、「〔学校選択は〕うわさに左右されてしまう」、「〔学校を〕選択する根拠となる資料が、十分に提供されているとは思えない。教師が保護者に、媚を売るようになってしまふと考えられる」、「〔選択の結果が〕希望通りにいかない場合、どうなるのかわからないし、親の〔学校の〕希望は子どものそれと一致するわけではない」が挙げられる。第三は、近年大きな社会問題になっている、子どもの貧困と学校選択制との関連から、学校選択制度の問題点を指摘した意見である。これに該当するものを挙げると、「経済的に困窮する家庭では、実質的に学校選択ができない場合がある」、「教育に熱心な家庭に生まれた子どもと、そうで

ない家庭との格差がさらに生じる〔のではないか〕、「〔家庭階層の低い子どもたちのように学校を〕選べない子どもたちに実質上、選ぶ自由がないから」、「経済格差による教育格差が拡大しそう」がある。第四は、子どもの教育を受ける権利をどのように考えるか、に関わる意見である。これに相当するものは、「〔学校選択が〕希望通りにいかない場合、どうなるのかわからないし、親の〔学校の〕希望は子どものそれと一致するわけで

はない」、「親同士の関係性に子ども〔の就学校の選択〕が振り回される危険性がある」が挙げられる。

以上からわかるように、受講生の意見は全体として、教育の機会均等原理や教育行政の責務、そして子どもの貧困、子どもの教育を受ける権利保障という観点から、学校選択制度に内包する問題を指摘していると言える⁽³¹⁾。

④学校選択制度の学校現場への影響

【表10】学校選択制度の学校現場への影響

調査項目	人数	比率
1) 学校が宣伝活動を行なうようになる	32名	78.0%
2) 学校が教育活動の充実に努めるようになる	20名	48.8%
3) 学校が地域との連携を強めるようになる	4名	9.8%
4) 教師の教材研究の時間が十分にとれなくなる	11名	26.8%
5) 部活動がこれまで以上に忙しくなる	5名	12.2%
6) これまでとあまり変わらない	0名	0.0%
7) その他	9名	22.0%

「あなたは、『学校選択制度』の導入で、学校や教師の仕事が、これまでとどのように変わると思いますか」を尋ねた結果を示したものが、【表10】である。これによれば、受講生が、学校選択制度の導入と学校や教師の仕事との関係をどのように考えたかについて、「学校が宣伝活動を行なうようになる」が8割近くで最も多く、78.0%(32名/41名)である。以下、多い順に挙げると、「学校が教育活動の充実に努めるようになる」48.8%(20名/41名)、「教師の教材研究の時間が十分にとれなくなる」26.8%(11名/41名)、「その他」22.0%(9名/41名)⁽³²⁾、「部活動がこれまで以上に忙しくなる」12.2%(5名/41名)、などと続いている。

一般に学生にとって、学校現場の中身は見えにくいであろう。また、筆者が提示した、ほぼ1件の新聞資料⁽³³⁾に基づく情報だけでは、学校選択制度の導入が、学校教育の現場にどのような影響を及ぼしているかを想像することは、かなり難しかったと考えられる。しかしながら、8割近くの受講生は、「学校が宣伝活動を行なうようになる」と回答している。2000年4月の東京都品川区における学校選択制度導入後、個々の学校による何ら

かの宣伝活動は実際、行なわれているため、受講生のこの回答は的確であると言えよう⁽³⁴⁾。半数近くの48.8%の受講生は、「学校が教育活動の充実に努めるようになる」と回答している。これは、受講生が「学校の教育活動の充実」と「学校の宣伝活動」とを関連させて回答したからではないだろうか。教師が学校選択制度に対応する「教育活動」や「宣伝活動」を行なうと、必然的に、教材研究の時間の確保が難しくなることが予想される。このような点から、約3割近くの受講生が、「教師の教材研究の時間が十分にとれなくなる」と回答しているのは、的確であろう。「その他」の回答が22.0%と多い。その具体的な回答は、「学校が学力テスト等の点数の向上に力を入れるようになる」、「児童・生徒数に差が出て、教師の負担度にも差が出る」、「学校同士の〔学力テストなどの点数の〕競争が激しくなる」などである。これらは、学校選択制度の導入が、学校や教師にどのような負担をもたらすかについて述べたものである。

⑤学校選択制度の導入と児童数の増減

【表 11】 学校選択制度の導入と児童数の増加理由

調査項目	人数	比率
1) 学校が伝統校だから	9名	22.0%
2) 私立中学受験者が多いから	15名	36.6%
3) 教育熱心な親が多いから	21名	51.2%
4) 学校の施設・設備が良いから	36名	87.8%
5) 地域の環境が良いから	20名	48.8%
6) 地域からの学校の評判が良いから	33名	80.5%
7) その他	5名	12.2%

『学校選択制度』の導入によって、児童数が増える場合はどのような場合だと思いますか』を尋ねた結果を示したものが、【表 11】である。これによれば、学校選択制度の導入と児童数の増加の理由として、9割近くの87.8%(36名/41名)の受講生が、「学校の施設・設備が良いから」と回答し、最も多い。同様に、「地域からの学校の評判が良いから」が続き、80.5%(33名/41名)である。以下、多い順に挙げると、「教育熱心な親が多いから」51.2%(21名/41名)、「地域の環境が良いから」48.8%(20名/41名)、「私立中学受験者が多いから」36.6%(15名/41名)、などとなっている。

ほとんどの受講生は、学校選択制度の導入と児童数の増加との関連理由を、「学校の施設・設備が良いから」と回答している。こうした考え方には、次のような研究成果に基づいた根拠がある。佐貫浩によれば、品川区の学校選択制度は、「選

ばれる学校」と「選ばれない学校」とに学校を区分する。学校はいったん、そのいずれかに区分されると、その格差は継続し拡大する。「選ばれない学校」は閉校や廃校に追い込まれたりする。「選ばれない学校」が「選ばれる学校」に転換することは、ほとんどない。例外は、新しく設置された、日野学園や伊藤学園のような小中一貫校である⁽³⁵⁾、と述べられている。東京都品川区の学校選択制度の経験によると、新しく建設された小中一貫校は、施設・設備が良いため、選ばれる学校になっている。このような点からすると、学校選択制度の導入によって、児童数が増える場合について、9割近くの受講生が、「学校の施設・設備が良いから」と回答しているのは、的確な判断だと言える⁽³⁶⁾。

それでは、以下では、学校選択制度の導入によって、児童数が減る場合の理由について見てみる。

【表 12】 学校選択制度の導入と児童数の減少理由

調査項目	人数	比率
1) 学校が伝統校ではないから	2名	4.8%
2) 私立中学の受験者が少ないから	14名	34.1%
3) 教育熱心な親があまり多いとはいえないから	12名	29.3%
4) 学校の施設・設備が良いとはいえないから	29名	70.7%
5) 地域の環境があまり良いとはいえないから	26名	63.4%
6) 地域からの学校の評判があまり良いとはいえないから	33名	80.5%
7) 地域との連携があまり強いとはいえないから	7名	17.1%
8) 小規模校だから	14名	34.1%
9) その他	2名	4.8%

『学校選択制度』の導入によって、児童数が減る場合はどのような場合だと思いますか」を尋ねた結果を示したものが、【表 12】である。これによれば、学校選択制度の導入と児童数の減少の理由として、受講者の 8 割を超える 80.5% (33 名 / 41 名) の者は、「地域からの学校の評判があまり良いとはいえないから」と回答している。同じように、「学校の施設・設備が良いとはいえないから」という回答も多く、70.7% (29 名 / 41 名) である。以下、多い順に挙げると、「地域の環境があまり良いとはいえないから」63.4% (26 名 / 41 名)、「私立中学の受験者が少ないから」「小規模校だから」がそれぞれ同じで、34.1% (14 名 / 41 名)、などと続いている。

『学校選択制度』の導入によって、児童数が減る場合として、3 分の 1 ほどの受講生は、学校が「小規模校だから」と回答している。この 3 分の 1 という回答数は必ずしも、多いとは言えないが、これまでの研究では、小規模校は学校選択の基準として、マイナスに作用することがわかっている⁽³⁷⁾。これに対して、受講学生の多くは、小規模校を好ましい学校と捉えているのではないか。このように、受講生は、小規模校を選ばれる学校と見做したため、『学校選択制度』の導入によって、児童数が減る場合はどのような場合だと思いますか」との問いに対し、「小規模校だから」という回答を、あまり選ばなかったのではないかと考えられる。

(3) 学校選択制度に対する受講生の認識の変化

すでに述べてきたように、アンケート調査結果によれば、受講生の学校選択制度に対する当初の認識は、「学校選択制度に賛成である」(9 名)、「学校選択制度に反対である」(27 名)、そして、「わからない」(5 名)、であった。それでは、学校選択制度をテーマにしたビデオ視聴後⁽³⁸⁾、受講生の学校選択制度に対する基本的認識は、どのように変わったのだろうか。ここでは、「本日のビデオ視聴後、『学校選択制度』について、新しく知ったこと、学んだこと、考えたこと、疑問に思ったことなどを述べてください」を尋ねた結果を分析することにより、受講生の学校選択制度に対する認識がどう変化したかを抽出していく。

①ビデオ視聴前：「学校選択制度に賛成である」

ビデオ視聴前に、「学校選択制度に賛成である」と回答した受講生のうち、ビデオ視聴後も積極的に、「学校選択制度に賛成である」とした受講生は、見られなかった。これに関する代表的な意見をいくつか挙げてみると、次のものが該当するであろう⁽³⁹⁾。

・私はこの制度は、学校・教師・授業の質の向上になると思うので、賛成ですが、まだまだ課題が残っていると感じました。学校側は学校の PR に力を入れすぎていないか。初めて子どもを小学校に入学させる保護者からすると、情報の少なさが不安要素になってしまう。

・選択制を採ることで、保護者がどんな情報で学校を選べば良いかわからないし、学校側もどの情報を公開すれば良いのか、わからない状況があると感じた。

・学校が教育活動をするのではなく、たくさんの子どものを集めようとするのに、重点が置かれているのではないかと。

・様々な教育問題の対策として、なぜ選択制が採られたのか、よくわからなかった。

・現場の負担が多すぎるのに対して、学校教師への援助が圧倒的に足りない。

これによれば、受講生はビデオ視聴をとおして、学校選択制度をめぐる具体的な問題点を指摘し、疑問を提示している。第一に、親の学校選択の際の基準となる、学校側の情報の質や量に関わる問題の指摘である。第二に、学校側の過剰な PR 活動による子ども獲得競争の状況や、それを行なう教員負担の大きさの問題の指摘である。そして、第三に、種々の教育問題対策として、なぜこの学校選択制度が採られたのかわからないという、制度導入に対する疑問の提示である。このように、学校選択制度に対し当初、賛成した受講生はビデオ視聴後、学校選択制度がもたらす実際の問題点のほうに、その意識を転換させていることがわかる。

それでは、ビデオ視聴前に、「学校選択制度に反対である」と回答した受講生はビデオ視聴後、学校選択制度に対する認識がどう変化したのだろうか。

②ビデオ視聴前：「学校選択制度に反対である」

ビデオ視聴前に、「学校選択制度に反対である」と回答した受講生は、ビデオ視聴後も全員、学校選択制度に対する否定的な認識を変えていない。これら27名の意見を整理・分類して挙げると、大要、以下のようになるであろう。

- ・学校を選択させることで保護者を悩ませたり、学校によっては児童数を大幅に減らしていたところもあったが、学校選択制度にどのようなメリットがあるのかわかりたい。

- ・学校選択制を導入すると、公立の小学校が競争をすることになり、格差が広がるのではないかと。学校選択制度の導入で、学校の課題が本当に解決するのか。

- ・教育の機会均等を前提としている公立学校であるのに、その差を見つけて選べというのは矛盾ではないか。学校選択制度こそが、教育の機会均等を崩してしまうのではないかと。

- ・教育熱心な親ほど、学校の選択願望が強いのではないかと感じた。この制度のメリットが具体的に分からなかった。

- ・学校選択制のもとで行なわれる学校教育では、学校・保護者・地域の連携が希薄化してしまうのではないかと。

- ・若月教育長は、「学校は不登校などの様々な問題に対して手詰まりの状態」だと述べていた。こうした課題をこの学校選択制度という政策で、根本的に解決できるのか、疑問が残る。

これによると、受講生はビデオ視聴によって、学校選択制度の意図や効果を、教育の原理的な側面から考えようとしていることが窺われる。第一に、学校教育の重要原理である、教育の機会均等原理を根拠に、学校選択制度の導入は公立の学校間に格差をもたらし、平等性を損なう恐れがあるのではないかと、とする指摘である。第二に、学校選択制度の導入は学校・保護者・地域の連携を希薄化させるのではないかと、という指摘である。第三に、学校選択制度が学校の様々な課題を本当に解決することができるのか、この制度導入のメリットは何かなど、学校選択制度それ自体に対して、疑問を提示したものである⁽⁴⁰⁾。このように、学校選択制度に対し当初、反対した受講生はビデオ視聴後、より一層、教育の原理的な側面か

らビデオを分析し、学校選択制度の問題点や疑問を提示している傾向が見られる。

最後に、ビデオ視聴前に、「[学校選択制度に賛成か反対か] わからない」と回答した5名の受講生はビデオ視聴後、学校選択制度に対する認識がどのように変わったかを見ていく。

③ビデオ視聴前：「わからない」

ビデオ視聴前に、「[学校選択制度に賛成か反対か] わからない」と回答した5名の受講生はビデオ視聴後、いずれも学校選択制度の問題点を指摘しつつも、制度に賛成が2名、反対が2名、わからないが1名、であった。学校選択制度の問題点として、「児童数の増減が生じること」や「学校の過剰なPR活動が起きていること」、「学校選択の困難さ」、「いじめは減らない」などが指摘されている。学校選択制度に賛成の理由として、「教育の質の改善」や「学校の特色を活かせる」が挙げられているが、キーワードが述べられているだけで具体的ではない。「なぜ学校ごとに異なった特色を出さなければならないかわからない」という、学校選択制度導入の意図に対する疑問が1件、提示されている。

ビデオ視聴前、「[学校選択制度に賛成か反対か] わからない」と回答した5名の受講生は、ビデオ視聴をとおして、学校選択制度導入の意図や保護者の学校選択の実態、そして、学校側のPR活動などの対応を新しく学んだと思われる。しかしながら、学校選択制度の問題点を、必ずしも十分に把握できていない受講生も見られる。

おわりに

以上、筆者が2017（平成29）年度、琉球大学教育学部で担当している、教職に関する科目で実施した、学校選択制度についてのアンケート調査結果に基づき、琉球大学教育学部学生の学校選択制度に対する意識・認識を見てきた。それに基づき、教育学部学生の学校選択制度に関する意識・認識の特徴を抽出してみよう。

第一は、学校選択制度を知っていたか否か、に関わることである。学校選択制度と呼ばれる教育制度を知っていた学生は、わずか12.2%（5名/41名）であり、これに対し、知らなかった学生は

87.8% (36名/41名)であった。教育学部学生のほとんどは、全国的に増加傾向を示してきた、学校選択制度という教育制度のことを聞いたことがない。この結果は、筆者の予想通りであった。しかし、沖縄県では、那覇市で学校選択制度が実施され、約10年が経過している。このような社会的状況に加え、教育学部学生の大半は沖縄県出身者であること、そして、那覇市出身の学生は、公立中学校入学の際、学校選択制度の適用を受けている可能性があること、という点を考えると、学校選択制度を知っている学生が、もう少しでも良いように考えられる。

第二は、学校選択制度に対する賛否、に関わることである。学校選択制度に「賛成」の学生は22% (9名/41名)であり、これに対し、「反対」の学生は65.9% (27名/41名)であった。学校選択制度に「反対」の学生が圧倒的に多い。筆者の調査方法に基づき、学生は、東京都品川区における学校選択制度導入の動きや、その仕組みを伝える資料を読み合わせた後、この調査項目に取り組んだ。読み合わせた資料には、学校選択制度は「保護者が…自由に学校を選べる制度」と説明されている。多くの受講生はそれに基づき、学校選択制度に賛成を表明すると、筆者は予想していたが、結果は全く逆であった。

第三は、学校選択制度の問題点、に関わることである。学生はビデオ視聴後も、基本的に学校選択制度に対する「賛成」「反対」という、当初の認識を変えなかった。学校選択制度に当初、「賛成」を表明した学生はビデオ視聴後、教育の種々の問題解決と学校選択制度導入の関係がわからないとし、学校選択制度導入に疑問を抱くようになったようである。また、学校選択制度に当初、「反対」を表明した学生はビデオ視聴後、教育の平等性や機会均等原理から学校選択制度を分析するなど、教育の重要な原理的側面から、学校選択制度の問題点や課題を、より一層、見出そうとしている傾向が見られた。

今回の学校選択制度に関するアンケート調査の対象学生は、ほとんどが3年次であった。同様のアンケート調査を、1年次などの下級生に行なった場合、今回の調査結果とどのような違いが出るであろうか。これについては、今後の課題とした

い。

【注】

- (1) 臨時教育審議会「審議経過の概要(その1)」には、次のように述べられている。「提示された問題点等の概要」の一つとして、「社会の変化としては、高度科学技術化、情報化、国際化、自由化、高齢化、高学歴化などの指摘がなされ…」、これに関連し、「教育行政分野の許・認可など各種規制の緩和(デレギュレーション)、補助金等の在り方の見直しを行い、民間活力を積極的に導入する必要があること」「義務教育の見直し、学校の民営化など学校制度の自由化を図り、選択の自由の拡大と競争原理の導入を図ることが必要であること」とされている。なお、筆者は、この資料について、次を用いている。『自由化から個性主義へ』(臨教審と教育改革第一集)ぎょうせい、1985年、153-157頁。
- (2) 学校選択制度のアイディアは、1987年の臨時教育審議会第三次答申に見られる。筆者はこの資料について、次のものを参照した。文部省大臣官房編『文部時報』第1322号、40-41頁。
- (3) 筆者はこの資料について、次のものを参照した。文部省『公立小学校・中学校における通学区域制度の運用に関する事例集』東洋館出版、1997年、150-152頁。
- (4) 筆者はこの資料に関して、次のものを参照した。同上書、147-148頁。
- (5) 嶺井正也・中川登志男『学校選択と教育バウチャー - 教育格差と公立小・中学校の行方 -』八月書館、2007年、8頁。
- (6) 文部科学省「小・中学校における学校選択制の実施状況について」2012年10月1日、3-4頁。【表1】【表2】は、この文部科学省の調査に基づき、筆者が作成したものである。
なお、本資料によれば、学校選択制という用語が、「就学校の指定にあたり、あらかじめ保護者の意見を聴取するもの」と説明されている。また、学校選択制が、便宜的に以下のような六つの形態に分類されている。(A) 自由選択制、(B) ブロック制、(C) 隣接区域制、(D) 特認校制、(E) 特定地域選択制、(F) その他。
- (7) 同上、5頁、11頁。
- (8) 那覇市では、隣接校選択制という形態の学校選択制が導入された。隣接校選択制は、注(6)で挙げたように、文部科学省の分類では、隣接区域制に相当する。
- (9) これに該当する代表的な研究には、黒崎勲『学校選択と学校参加 - アメリカの教育改革の実験から学ぶ』東京大学出版会、1994年、葉養正明『小学校通

- 学区制度の研究 - 区割の構造と計画』多賀出版、1998年、本図愛実「学校選択に関する原理的研究」日本教育行政学会『日本教育行政学会年報・24』1998年、143-155頁、池上洋通・久富善之・黒沢惟昭『学校選択の自由化をどう考えるか』大月書店、2000年、太田和敬編『学校選択を考える』（現代のエスプリ）No.406、2001年、「三上和夫『学区制度と学校選択』大月書店、2002年、佐々木司『カリフォルニア州学校選択制度研究』風間書房、2007年、成松美枝『米国都市学区における学校選択制の発展と限界』溪水社、2010年、などが挙げられる。
- (10) これに該当する代表的な研究には、民主教育研究所編『「学校選択」の検証』民主教育研究所、2000年、嶺井正也・中川登志男編『選ばれる学校・選ばれない学校 - 公立小・中学校の学校選択制は今』八月書館、2005年、嶺井正也・中川登志男『学校選択と教育バウチャー - 教育格差と公立小・中学校の行方』八月書館、2007年、山下絢「学校選択制下における学校の特性 - 統計的手法による品川区の事例分析」日本教育行政学会『日本教育行政学会年報・35』2009年、148-164頁、佐貫浩『品川の学校で何が起きているのか - 学校選択制・小中一貫校・教育改革フロンティアの実像』花伝社、2010年、などが挙げられる。
- (11) これに分類される代表的な研究は、高橋幸恵「父母調査から見た通学区域の弾力化/自由化問題」民主教育研究所編、前掲書、80-91頁、山本由美「学校長及び教師への聞き取り調査から」同前、60-79頁、橋本洋治「学校選択制度の導入過程に関する調査研究 - 保護者に対する事前調査の実施状況に着目して」日本教育行政学会『日本教育行政学会年報・30』2004年、158-170頁、などがある。
- (12) アンケート調査票については、別紙【資料1】を参照。
- (13) この他、以下に挙げるように、高校受験や大学受験の際の準備勉強で、学校選択制度のことを知ったという回答も見られた。「高校受験の際に、担任から聞いた」、「小論文試験対策で読んだ本で知った」。また、どの自治体かは不明であるが、「中学入学の際に実際に〔公立中学校を〕選択した」との回答もあった。
- (14) ただし、筆者は、受講学生に授業のどの段階で、具体的にどのような問いを行なったのかについては、正確に記憶していない。
- (15) ここでは、学校教育法第1条及び、学校教育法第5章の2「義務教育学校」の条文を読み合わせながら、新たに創設された、義務教育学校の法制度化について確認した。資料として、以下のものを用いた。『朝日新聞』2015年6月18日付、2016年4月8日付。ビデオ資料として、東京都品川区の日野学園の開校の様子を伝える、NHKおはよう日本「公立初小中一貫校スタート」2006年4月3日（月）、約5分、を用いた。
- (16) ここでは、学校教育法第1条及び、学校教育法第7章「中等教育学校」の条文を読み合わせながら、沖縄県で新たに創設された、県立中高一貫校の動きを紹介した。『沖縄タイムス』2016年4月8日付。ビデオ資料には、東京都の公立中高一貫校をめぐる状況を紹介している、NHKニュース9「公立中高一貫校」2008年4月8日（火）、約6分、を使用した。
- (17) ここでは、東京都における新設の都立小中高一貫校の動きを紹介した。資料として、以下のものを用いた。『朝日新聞』2017年4月28日付。
- (18) 琉球大学における「教職に関する科目」の履修システムでは、「教育行政学」の履修学年は2年次以上とされている。また、「教育行政学」は課程認定上、小学校教職課程における「教職に関する科目」に位置づけられているので、「教育行政学」は基本的には、教育学部の学生を対象にした授業科目である。
- (19) 『朝日新聞』1999年9月29日付。
- (20) NHK クローズアップ現代「小学校が選べる」2000年2月8日（火）、約30分。これは、東京都品川区で2000年4月、学校選択制度が導入されるまでの経緯などを取り上げた、最初の番組だと思われる。この番組では、制度導入についての教育行政側の説明だけではなく、制度に対する学校側や親の対応などが丁寧に取り上げられている。番組には若月教育長（当時）が登場し、学校選択制度導入のねらいなどを説明している。このように、本ビデオは、学校選択制度を導入した、教育行政側の関係者が登場し、制度導入の意図などを説明しているという点で、貴重な映像資料だと言える。
- (21) 筆者の調査によれば、最近5カ年間の『朝日新聞』には、学校選択制度の動向などに触れた記事は、ほとんど掲載されていない。管見によれば、最近5年間に限定してみても、学校選択制度がマスコミで取り上げられたことは、ほとんどなかったと言える。また、沖縄県では那覇市の小・中学校で、隣接校選択制度と呼ばれる学校選択制度が導入されているが、学校選択の実態などがマスコミで取り上げられたことは、皆無であったと言っても良い。
- 筆者が学校選択制度に関して資料収集し、授業で用いている最も新しい資料として、次のものがあるが、約6年前のものである。『朝日新聞』2011年12月28日付。本新聞資料には、「学校選択制 ブレーキ」との小見出しが付けられ、学校選択の際の希望の大きな偏りや、学校選択制度導入後の地域活動の参加者の減少など、学校選択制度導入によって起きた、副作用が伝えられている。

- 筆者はまた、学校選択制度の実態を紹介している、次の資料も授業で用いている。『朝日新聞』2003年4月20日付。この資料は、学校選択制度の導入後、新入生がゼロになった小学校と中学校を取り上げ、学校選択の実態を示すことにより、学校選択制度の問題点や課題を浮き彫りにしている。この資料で紹介されている、荒川区立第二日暮里小学校の学校選択制度に対する取り組みは、NHKBS ディベートアワー「競争で学校は変わるか」2003年12月21日（日）、で取り上げられている。
- (22) 例えば、室井修「学区制と学校選択」土屋基規・平原春好・三輪定宣・室井修編『最新 学校教育キーワード事典』旬報社、2001年、31-33頁。
- (23) 筆者は、コースの専門科目である、「教育経営学」の授業において、文部省（当時）が1997年1月27日、各都道府県教育委員会教育長宛に出した通知、「通学区域制度の弾力的運用について」を読み合わせ、その内容だけではなく、規制緩和政策との関連も説明している。規制緩和政策については、行政改革委員会による公立小中学校の就学指定の廃止と学校選択の弾力化を提言した、次の資料も授業で取り上げている。行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第二次）- 創意で造る新たな日本 -」1996年12月16日。筆者は、この資料について、以下のものを用いている。文部省、前掲書、150-151頁。
- (24) 横浜市教育委員会のH.P.によれば、横浜市は基本的には、児童生徒は教育委員会が定める通学区域により、居住する住所に基づいて指定された学校へ入学する、通学区域制度を採用している。なお、横浜市は学校選択制度の一つの形態として、2005（平成17）年度から「特認校制度」を導入している。
- (25) 筆者は「教育経営学」の授業で、那覇市の学校選択制度を紹介する際、次の新聞資料を用いている。『沖縄タイムス』2005年7月29日付。本資料は、那覇市教育委員会が2006年度から、市立小学校に入学する新1年生を対象に、「隣接校選択制」と呼ばれる学校選択制度を導入することを紹介しているものである。
- (26) 那覇市の学校選択制度の動きを伝える他の資料として、筆者は「教育経営学」の授業で、次のものを用いたことがある。『沖縄タイムス』2004年11月5日付、同年12月2日付。前者の資料は、那覇市教育委員会が2004年9月に児童・生徒の保護者を対象に実施した、通学区域に関するアンケート調査の結果を伝えているものである。後者のそれは、那覇市立学校適正規模等審議会が、市内の小中学校に「隣接校学校選択制」の導入をめざす答申案をまとめたことを紹介しているものである。
- (27) 『朝日新聞』1999年9月29日付。
- (28) 同上。
- (29) 同上。
- (30) 同上。
- (31) なお、筆者が「教育経営学」の授業で用いている資料は、学校選択制度導入の初期の段階でどのような問題が生じてくるかを、三つの視点から述べている。それらは、学区制の意義、学校選択の権利論と教育権保障のあり方、そして学校教育の社会的共同事業性、という視点である。室井、前掲論文、33頁。
- (32) 学習内容などの教師の負担が増えることに関わるものとして、次の記述が見られた。「学校が学力テスト等の点数の向上に力を入れるようになる」、「児童・生徒数に差が出て、教師の負担度にも差が出る」、「学校同士の〔学力テストなどの点数の〕競争が激しくなる」など。〔 〕内は著者。
- (33) 個々の学校が学校選択制度導入後、具体的にどのように対応したかについては、例えば、次の映像資料が参考になるであろう。NHK クローズアップ現代「小学校が選べる」2000年2月8日（火）、NHKBS ディベートアワー「競争で学校は変わるか」2003年12月21日（日）、などが挙げられる。前者は、学校選択制度導入後に児童数が減少した、東京都品川区のある小学校の取り組みを紹介している。後者は、学校選択制度導入後、新入学児童数が0名になった小学校を取り上げ、入学児童を増やすために、学校側がどのような取り組みを行なったかを伝えている。管見によれば、学校選択制度に関して、こうした児童を増やす学校の取り組みを紹介した論考は、ほとんど見られない。例えば、山岸隆夫「教師にとっての学校選択」太田編、前掲書、141-150頁にも明らかにされていない。
- (34) 佐貫、前掲書、65-66頁。小中一貫校の日野学園の登場で、学校選択の状況がどのように変わったのかに関しては、次の研究を参照されたい。中川登志男「学校選択の現状」嶺井・中川編『学校選択と教育バウチャー - 教育格差と公立小・中学校の行方』40-42頁。
- (35) 学校選択制度の下で、親や子どもたちは、どのような理由で学校選択を行なっているのだろうか。このことについては、例えば、次の研究がある。嶺井正也「公立学校の『体質改善』を狙う学校選択制 - 品川区」嶺井・中川編『選ばれる学校・選ばれない学校』39-41頁。同書では品川区以外の自治体の事例も取り上げられている。例えば杉並区（54-55頁）、豊島区（60-61頁）、荒川区（81頁）、埼玉県川口市（100-101頁）についても、学校選択理由のアンケート調査結果が示されている。
- (36) この知見については、例えば、同上書、122頁、に述べられている。

- (37) 本ビデオについては、注(20)を参照。
- (38) 筆者は、ビデオ視聴後の学生の意見をまとめる場合、文章の主旨を損ねない程度に、若干、補筆を行なっている。また、「学校選択制度」に賛成を表明した受講生は全員、質問項目【問16】に回答している。
- (39) 注(18)と同。「学校選択制度」に反対を表明した受講生27名のうち、1名を除き、26名が質問項目【問16】に回答している。
- (40) ビデオ視聴前に、「学校選択制度」に反対と回答した受講生27名のうち、「学校選択制度が学校の様々な課題を本当に解決することができるのか」、「この制度導入のメリットは何か」など、学校選択制度それ自体に対して疑問を提示した者は、7名であった。

【資料】

「教育行政学」ワークシート No. 2

2017.5.1〔月〕担当：佐久間

『学校選択制度』に関する、次の質問に回答してください。

【問 1】あなたの学年をお尋ねします。

- 1) 2年次 2) 3年次 3) 4年次 4) その他

【問 2】あなたの性別をお尋ねします。

- 1) 男 2) 女

【問 3】あなたは、前学期のこの「教育行政学」の授業を受講する以前に、『学校選択制度』という教育制度を知っていましたか。

- 1) はい 2) いいえ

【問 4】【問 3】で、「1) はい」と回答された方にお尋ねします。あなたは『学校選択制度』という教育制度を、どのように知りましたか。当てはまるものすべてに、○をつけてください。

- 1) 新聞、テレビ等のマスコミで
2) 本で
3) インターネットで
4) 大学の同級生や上級生などから
5) 大学の講義で（具体的に講義名など）
6) その他（できるだけ具体的に：例：大学入試対策で：）

【問 5】【問 3】で「1) はい」と回答された方にお尋ねします。『学校選択制度』は、どのような教育制度であるかを、例にならって簡略に述べてください（例：子どもが学校を、正當に休むことができる制度、など）。

()

【問 6】【問 3】で「1) はい」と回答された方にお尋ねします。『学校選択制度』は、わが国においていつ頃から導入された教育制度であるかを、例にならって教えてください（例：1960年頃、など）。

()

【問 7】【問 3】で「1) はい」と回答された方にお尋ねします。わが国において、『学校選択制度』を導入した、代表的な市区町村はどこであるかを、例にならって一つ挙げてください（例：東京都港区、名古屋市、など）。

()

【問 8】【問 3】で「1) はい」と回答された方にお尋ねします。沖縄県で『学校選択制度』を導入している市町村はどこであるかを、例にならってすべて挙げてください（例：宮古島市、中城村、など）。

()

【問 9】【問 3】で「1) はい」と回答された方にお尋ねします。あなたは沖縄県のある自治体で導入されている『学校選択制度』を、どのように知りましたか。当てはまるものすべてに、○をつけてください。

- 1) 新聞、テレビ等のマスコミで
- 2) 本で
- 3) インターネットで
- 4) 大学の同級生や上級生などから
- 5) 大学の講義で（具体的に講義名など：)
- 6) その他（できるだけ具体的に：例：大学入試対策で：)

※以下の質問項目は、資料の読み合わせ後に、全員、取り組んでください。

【問 10】あなたは、『学校選択制度』という教育制度に対してどのように思いますか。

- 1) 賛成である
- 2) 反対である
- 3) わからない

【問 11】【問 10】で、「1) 賛成である」と回答された方にお尋ねします。賛成の理由について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1) 学校が独自の特色を出し、学校がより一層、活性化するから
- 2) 教員の質が向上するから
- 3) 授業の内容が改善され、教育の質が向上するから
- 4) 他の自治体も選択制を導入しているから
- 5) 子どもや親の希望を尊重することができるから
- 6) 不登校やいじめの予防につながるから
- 7) その他 ()

【問 12】【問 10】で、「2) 反対」であると回答された方にお尋ねします。反対の理由について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1) 地域との連携がとりづらくなるから
- 2) 通学距離が適正でなくなるから
- 3) 教師の教育活動における負担が増えるから
- 4) 『学校選択制』が導入される必要性がわからないから
- 5) 将来的に学校間の格差が生じる可能性があるから
- 6) 学校が将来的に統廃合される可能性があるから
- 7) その他 ()

【問 13】あなたは『学校選択制度』の導入で、学校や教師の仕事が、これまでとどのように変わるとお考えですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1) 学校が宣伝活動を行なうようになる
- 2) 学校が教育活動の充実に努めるようになる
- 3) 学校が地域との連携を強めるようになる
- 4) 教師の教材研究の時間が十分にとれなくなる
- 5) 部活動がこれまで以上に忙しくなる
- 6) これまでとあまり変わらない
- 7) その他 ()

【問 14】『学校選択制度』の導入によって、学校の児童数の変化が予想されますが、児童数が「増える場合」はどのような場合だと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1) 学校が伝統校だから
- 2) 私立中学受験者が多いから
- 3) 教育熱心な親が多いから
- 4) 学校の施設・設備が良いから
- 5) 地域の環境が良いから
- 6) 地域からの学校の評判が良いから
- 7) その他 ()

【問 15】『学校選択制度』の導入によって、学校の児童数の変化が予想されますが、児童数が「減る場合」はどのような場合だと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1) 学校が伝統校ではないから
- 2) 私立中学の受験者が少ないから
- 3) 教育熱心な親があまり多いとはいえないから
- 4) 学校の施設・設備が良いとはいえないから
- 5) 地域の環境があまり良いとはいえないから
- 6) 地域からの学校の評判があまり良いとはいえないから
- 7) 地域との連携があまり強いとはいえないから
- 8) 小規模校だから
- 9) その他 ()

【問 16】本日のビデオ視聴後、『学校選択制度』について、新しく知ったこと、学んだこと、考えたこと、疑問に思ったことなどを述べてください。